

(別紙)

船舶法施行細則の一部改正及び小型漁船の総トン数の測度に関する省令の一部を改正する省令について

平成15年12月
海事局検査測度課

1. 改正の背景

(1) 船舶原簿の電子化について(船舶法施行細則の改正)

平成11年の内閣総理大臣決定による「ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)」により、各省庁においては申請・届出等手続の電子化を含んだ「電子政府の実現」に取り組んでいます。

このため、船舶登録事務についても、平成16年度からペーパーレスで行えるようにすることとし、今般、船舶原簿を電磁的記録によって取り扱うことを導入するに当たっての所要の整備を行います。

(2) 総トン数20トン以上の船舶及び総トン数20トン未満の漁船に標示する船名に使用できる文字の制限の緩和について(船舶法施行細則及び小型漁船の総トン数の測度に関する省令の改正)

現在、船舶の同一性の識別を外観から判断できるよう、総トン数20トン以上の船舶(以下、「船舶法適用船舶」という。)及び総トン数20トン未満の漁船(以下、「小型漁船」という。)に関しては、船舶に船名等を標示することとしており、その際の使用可能な文字は、漢字、片仮名、平仮名及びアラビア数字となっています。(船舶法施行細則第44条、小型漁船の総トン数の測度に関する省令第4条)

近年、社会経済の国際化、日本語表記の多様化等に伴い、また、ローマ字の使用についての多数の要望もあって、国際航海に従事する総トン数20トン未満の登録小型船舶(以下、「国際航海に従事する小型船舶」という。)の船体の船名にあってはローマ字を使用できることとしています。

このため、船舶法適用船舶及び小型漁船にあっても船名にローマ字を用いる同様の必要性があることから、また、小型漁船に関しては国際航海に従事する小型船舶の船体標示との整合性を図る必要性があることから、当該規定を改正します。

2. 改正の概要

(1) 船舶原簿の電子化について

船舶原簿が電子化されると、全国いずれの管海官庁においても申請及び事務処理が可能となります(図面を要する総トン数の測度業務は電子化されないため、測度を伴う登録事務は除きます。)。また、電子化に伴い、人間の視覚では判読できない磁気ディスクで保存されることになる船舶原簿については、これまでの謄(抄)本にあた

る登録事項証明書の交付・閲覧を可能とするための所要の改正を行います。

(2) 総トン数20トン以上の船舶及び総トン数20トン未満の漁船に標示する船名に使用できる文字の制限の緩和について

船舶法適用船舶及び小型漁船に標示する船名にローマ字を使用できるよう文字の制限を緩和する改正を行います。(船舶法施行細則第44条第1項、小型漁船の総トン数の測度に関する省令第4条第2項)